

指定障がい福祉 居宅介護 重度訪問介護

重要事項説明書

2024年7月1日現在

1. 事業者（法人）の概要

事業者の名称	労働者協同組合 介護・障がい支援CFK
事務所の所在地	山梨県甲府市上石田3丁目8番8号
法人種別	労働者協同組合
代表者名	代表理事 菊地 聡
電話番号	055-236-8565 (代表)
FAX番号	055-236-8566
法人設立年月日	2019年3月27日 (2024年6月1日 企業組合より労働者協同組合に組織変更しました)

2. ご利用事業所の概要

事業所の名称	ケアフォーラム甲府
サービス種別	居宅介護 / 重度訪問介護
指定番号	1910102571 (2019年6月1日指定)
事業所の所在地	山梨県甲府市上石田3丁目8番8号
電話番号	055-236-8565 (代表)
FAX番号	055-236-8566
管理者名	遠藤 りさ
サービス提供地域	甲府市・昭和町・甲斐市・中央市・笛吹市・山梨市・ 南アルプス市 (以外の地域はご相談ください)
実施している その他の事業	訪問介護 介護予防日常生活支援総合事業 介護保険外サービス

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	<p>労働者協同組合 介護・障がい支援CFKが開設するケアフォーラム甲府において行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護・重度訪問介護の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、当事業所の介護福祉士または訪問介護研修の修了者が利用者、障害児および障害児の保護者の意志および人格を尊重して常に当該利用者等の立場に立った適正な事業のサービス提供を確保することを目的とします。</p>
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1. 訪問介護員等は、利用者等が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄および食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事生活等に関する相談および助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動の介護、その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとします。 2. 訪問介護員等は利用者等の人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ってサービスの提供を行います。 3. 事業の実施にあたっては地域との結びつきを重視し関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。 4. 「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」および「障害者総合支援に基づく指定障害サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4. 提供するサービスの内容

居宅介護計画等の作成	<p>利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し、必要に応じて見直しを行います。</p>
------------	---

営業時間	午前9時から午後5時までとする。 ただし、サービスの提供については利用者の希望に応じて24時間対応可能な体制を整えるものとします。
------	--

6. 事業所の職員体制

従業者の職種 (有資格)	職務内容	勤務の人数(形態)
管理者 (介護福祉士)	<ul style="list-style-type: none"> 従業者および業務の管理 従業者へ規定等遵守等の指揮命令 	1人 (常勤 *兼務可能)
サービス提供責任者 (介護福祉士)	<ul style="list-style-type: none"> サービスに関わる調整 訪問介護計画書の作成 訪問介護員の完治、技術等の指導 	2人以上 (常勤・非常勤)
訪問介護員 (介護福祉士・看護師 ・実務者初任者研修)	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護計画書に基づいたサービスの提供 利用者状況、情報の授受 サービス提供に関わる報告 	10人以上 (非常勤)

7. サービス提供の責任者

サービス提供責任者の氏名	遠藤 りさ
サービス提供責任者の氏名	秋山 富美子

* あなたへのサービス提供の責任者は上記のとおりです。

* サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

8. 利用料

(1) 利用料金

【基本料金】

単位 円

	サービスの種類、時間等	時間	基本料金	自己負担額
	居宅介護	身体介護 (食事・入浴・排泄等)	30分未満	2,606
30分以上60分未満			4,112	412
60分以上90分未満			5,975	598
90分以上120分未満			6,810	681
120分以上150分未満			7,675	768
150分以上30分毎			844	85
通院等介助 (身体介護を伴う場合)		30分未満	2,606	261
		30分以上60分未満	4,112	412
		60分以上90分未満	5,975	598
		90分以上120分未満	6,810	681
		120分以上150分未満	7,675	768
		150分以上30分毎	844	85
家事援助 (調理・掃除・買物等)		30分未満	1,079	108
		30分以上45分未満	1,557	156
		45分以上60分未満	2,005	201
		60分以上75分未満	2,433	244
		75分以上90分未満	2,799	280
		90分以上30分毎	356	36
通院等介助 (身体介護を伴わない場合)		30分未満	1,079	108
		30分以上60分未満	1,557	156
		60分以上90分未満	2,005	201
		90分以上30分毎	356	36
重度訪問介護		60分未満	2,178	218
		60分以上90分未満	1,068	107
	90分～180分(30分毎)	1,079	108	
	180分～210分(30分毎)	1,068	107	
	240分～720分(30分毎)	997	100	

- * 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。
- * 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。
なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- * 利用者負担は現在サービス料と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。
- * 定率負担、実費負担のそれぞれに低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。
- * 障害福祉サービスの定率負担は所得に応じて負担月額が設定され、ひと月に利用したサービス料にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

【加算】 *以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	自己負担額	備 考
初回加算	2,036 円	204 円	1 月あたり
居介処遇改善加算Ⅱ	1 か月の利用単位数総額の 40.2%		
利用者負担上限額管理加算	1,527 円	153 円	1 月あたり
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月 2 回程度)

(注) 処遇改善加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【割増】

提供時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前 6 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～午前 6 時
加算割増	25%増し	25%増し	50%増し

【交通費】

通常のサービス提供地域の利用者は基本交通費の実費を徴収いたしません。

通常のサービス提供地域以外等の利用者はその実費を徴収します。

- ・事業所から片道おおむね 10 km未満 500 円
- ・事業所から片道おおむね 10 km以上 1,000 円

(2) 支払い方法

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)にご利用者が指定する口座より引き落とします。

- * (1)の利用料(利用者負担金)は、1か月ごとにまとめて請求します。
- * 上記の方法によりお支払いください。
なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、送付いたします。

(3) キャンセル料金

ご連絡時間	キャンセル料
ご利用の24時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の12時間前までにご連絡いただいた場合	当該料金の50%
ご利用の12時間前までにご連絡いただけなかった場合	当該料金の60%
ご連絡なかった場合	全額

- * 急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。
- * キャンセルが必要となった場合は至急ご連絡ください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター(または介護支援専門員)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 虐待防止および身体拘束について

(1) 利虐待防止に関する責任者を管理者とします。

- (2) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待防止委員会を設置しています。
- (4) ご利用者の生命または身体を保護するため、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件をすべて満たす緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動を制限する行為は行いません。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご本人またはご家族に十分説明を行い、訪問介護計画に位置付けます。その態様及び時間、その際のご利用者 の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、ご家族等の要求がある場合及び行政機関等の指示がある場合は開示します。

12. 業務継続について

- (1) 感染症や災害が発生した場合でも、必要なサービスが継続的に提供できるよう、計画の策定や研修に取り組みます。
- (2) 感染症対策委員会を設置しています。

13. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 055-236-8565 担当(管理者)： 遠藤 りさ
---------	-------------------------------------

- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	甲府市役所 長寿介護課	電話番号 055-237-5473
	山梨県国民健康保険団体連合会	電話番号 055-223-2111

14. サービスの第三者による評価の実施について

第三者による評価の実施状況		
1. あり	実施日	年 月 日
	実施機関名	
	結果の開示	1. あり 2. なし
2. なし		

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター(または介護支援専門員)又は当事業所の担当者へご連絡ください。